

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月12日1道建第534号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）は、「下関北九州道路」の整備手法の検討に関し、民間事業者に対して行ったヒアリング調査（以下「ヒアリング」という。）に係る「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」並びに平成30年度官民連携手法による有料道路整備事業調査に関する「業務打合せ・協議簿」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書のうち「ヒアリング記録」及び「業務打合せ・協議簿」に記載されたヒアリングに関する業務を受託した法人（以下「調査受託法人」という。）の担当従業員名（以下「従業員名」という。）については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当し、「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」に記載されたヒアリング対象の民間事業者（以下「ヒアリング対象法人」という。）の名称及び当該ヒアリングの内容については、第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるといふものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和元年6月12日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和元年7月12日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和元年8月19日付けで、本件決定を不服として、福

岡県知事に対し、審査請求を行った。
エ 福岡県知事は、令和元年10月7日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) ヒアリング対象法人の名称と一緒に、ヒアリングの内容などが記載された資料も開示されれば、当該法人側が懸念しているとみられる法人の戦略の情報漏れにつながり、その点からヒアリング対象法人の名称の非公表の理由は理解できる。
- (2) しかし、「下関北九州道路調査検討会【調査検討とりまとめ】」にはヒアリング対象法人へのヒアリングの結果が一部公表されており、同結果に沿ったヒアリングの内容を部分開示することができたのではないかと。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 従業員名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため非開示とした。
- (2) ヒアリングは、ヒアリング対象法人の事業情報等を公表しないことを条件に行われたものであり、全てのヒアリング対象法人から、今回のヒアリングに関する「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」を第三者へ提供しないことを条件としてヒアリングに応じたことが明記されている文書の提出を受けている。

したがって、開示することによりヒアリング対象法人との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため全て非開示とした。

- (3) ヒアリングの結果を公表した「下関北九州道路調査検討会【調査検討とりまとめ】」に記載しているヒアリング対象法人の主な意見については、ヒアリングの内容を基に「下関北九州道路調査検討会」として整理・要約して公表したものであり、「ヒアリングシート」等の原文が一部公開されたものとみなされるものではない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、「下関北九州道路」の整備手法等に関する調査検討をするに当たり設立された「下関北九州道路調査検討会」において、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法（以下「PFI手法」という。）

の導入等を検討するため実施したヒアリングに関連する「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」並びに「業務打合せ・協議簿」である。

ア 「下関北九州道路」について

山口県下関市と福岡県北九州市との中心部を結ぶ新たな道路として、実現が検討されてきた道路である。早期実現のために、地元の自治体や経済界が一体となって、PFI手法の導入を含めた整備手法等の調査検討を進めていくことが重要であるとして、「下関北九州道路調査検討会」における具体的な調査検討の実施に至っている。

イ 「下関北九州道路調査検討会」について

下関北九州道路に関する概略ルート、構造形式及び整備手法等について、調査検討を行うことを目的として、平成29年5月30日に設立された組織であり、福岡県、山口県、北九州市及び下関市のほか、地元経済界などで構成されている。福岡県（県土整備部道路建設課）は、同検討会を代表し、会務を総括する座長とされている。

また、同検討会の整備手法に関するワーキンググループ（グループ長：福岡県道路建設課長）では、整備手法として、PFI手法の導入等を検討するよう決定がなされている。

ウ ヒアリング対象法人及びヒアリングについて

福岡県（県土整備部道路建設課）は、PFI手法の導入の可能性を検討するために「下関北九州道路調査検討会」を代表して、ヒアリングへの参加者を平成30年10月に公募しており、その結果、参加を表明したゼネコン、金融機関など23社を対象として、平成30年11月～12月にかけて、調査受託法人同席の上、聴き取り調査などの一連のヒアリングを行っている。

なお、ヒアリングの結果は、平成31年3月に「下関北九州道路調査検討会【調査検討とりまとめ】」として福岡県のホームページ上で公表されている。

エ 「ヒアリングシート」について

上記ウの聴き取り調査の前に、実施機関が、全てのヒアリング対象法人に回答を求めた調査票であり、ヒアリング対象法人が、自らの名称のほか、「下関北九州道路」に関する事業への参画可能性、参画条件及び要望等、さらにPFI手法の導入等に関して懸念されるリスク欄などにそれぞれ記入の上、実施機関に回答している。

オ 「ヒアリング記録」について

平成30年11月～12月にかけて調査受託法人同席の上、行ったヒアリングの内容を調査受託法人がまとめた議事録であり、ヒアリング対象法

人の名称、実施の日時、場所、出席者及びヒアリング内容等が記載されている。

カ 「業務打合せ・協議簿」について

調査受託法人が実施機関との間で業務打合せ、協議を行った際の内容を当該調査受託法人が記録し、実施機関に納品した文書（平成30年度官民連携手法による有料道路整備事業調査に関する「業務打合せ・協議簿」）であり、発注者である実施機関の名称、受注者である当該調査受託法人の名称、業務名といった定型的な内容のほか、当該調査受託法人の従業員名や議事の内容が記載されている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨について

条例第7条第1項第1号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

イ 該当性の判断について

本件公文書のうち、「ヒアリング記録」及び「業務打合せ・協議簿」に記載された調査受託法人の従業員名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである一方、ただし書イからニまでのいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、当該従業員名は、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号本文に該当する。

(3) 条例第7条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨について

条例第7条第1項第4号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とすることを定めている。

また、公にすることによる支障は、本号イからホまでに例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示とな

る。

なお、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断について

本件公文書のうち、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報は、「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」に記載されたヒアリング対象法人の名称及びヒアリングの内容に関する情報である。

実施機関の説明によると、ヒアリングは、当該ヒアリング対象法人の内部の情報等を公表しないことを条件に行われたものであり、その旨を明記した上で、実施機関に対し、情報の取扱い注意を求める依頼文書が、全てのヒアリング対象法人から提出されているとのことであった。

したがって、実施機関は、当該非開示とした情報が開示されると、ヒアリング対象法人との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、本号に該当するとして本件決定を行ったと説明している。

そこで、当審査会において、ヒアリング対象法人から県土整備部道路建設課長宛てに提出された当該依頼文書を確認したところ、「ヒアリングは、当該ヒアリング対象法人の事業情報等が公表されないことを前提として行われたものである」旨と「ヒアリングは、ヒアリングシート及びヒアリング時の議事録を第三者に提供しないことを条件として受けたものであるため、取扱いに注意してほしい」旨が記載されており、実施機関の説明のとおりであることが確認できた。

しかしながら、実施機関による説明においては、「下関北九州道路」に関する整備手法の調査段階でのヒアリングをあらかじめ非公表を条件として行うこととした具体的な理由やヒアリング対象法人との信頼関係が損なわれた場合に、どのような支障が生じるのかについて、明確に示されていなかったことから、当審議会は条例第25条第4項の規定による調査を行った。

その結果、実施機関からは、「ヒアリングを非公表とした理由」について、「下関北九州道路」に関する整備手法として、PFI手法等を検討する中で、こうした民間資本等を活用する整備手法が、新設の有料道路に適用された例が国内にはないことから、ヒアリングの実施は不可欠なものであったこと、また、過去に例がないからこそ、当該ヒアリング対象法人が有する内部情報などを積極的に提示してもらうためには、ヒアリングを非公表とすることが重要であると判断をしたとの回答を受けた。また、「信頼関係が損なわれた場合に生じる支障」について、実施機関からは、今回

のヒアリング対象法人及びそれ以外の法人に対しても、今後、更なる聴き取りや、各種提案を求める協議等を予定しており、当該非開示とした情報が開示された場合、ヒアリング対象法人もそれ以外の法人も、当該協議等に参加することを躊躇することが予想されるため、協議が形骸化する可能性が高く、「下関北九州道路」に関する整備手法の検討に支障が生じるおそれがあるとの回答がなされたところである。

なお、事業発案段階などにおいて、事業内容やスキーム等に関して、特定の民間事業者に限定せず、公平性・透明性を確保した上で、広く民間事業者からの意見や新たな提案を把握する取組として、「サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）」と呼ばれる手法が近年用いられているということである。地方公共団体の担当者向けに、対象事業を問わず一般的な「サウンディング」の手順としてまとめられた「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（平成30年6月国土交通省総合政策局）」によると、「サウンディング」とは、公平性・透明性という観点から、実施の経緯、参加した民間事業者数、実施の結果得られた提案の概要等を公表する一方、民間事業者からの新たな提案などを求めるというそもそもの目的に照らして、参加した民間事業者の名称や当該事業者が有するノウハウに関する詳細な提案内容は、公表しないことが多いとのことであり、公表する場合も、当該民間事業者に対して、その可否を確認することが一般的な方法であるということであり、こうした「サウンディング」の取組は、本県においても、複数の事業において活用されている実績があることが判明した。

以上を整理すると、今回のヒアリングは、公募に応じた民間事業者からより具体的な提案などを引き出すために、ヒアリング対象法人との間で、事前に非公表とすることを申し合わせた上で行ったということであるから、まさに、上記「サウンディング」と同様の性格を有する取組を用いたということであり、「サウンディング」の取組において一般的に非公表としている部分を今回のヒアリングにおいても非公表としたということであるから、そもそもヒアリングを非公表としたことについては、合理性があるものと認められる。

また、事前に申し合わせをしたにもかかわらず、実施機関が本号に該当するとして非開示としたヒアリング対象法人の名称及びヒアリングの内容を開示した場合、ヒアリング対象法人との間の信頼関係が損なわれ、今後の協議等が形骸化し、「下関北九州道路」に関する整備手法の検討に支障が生じるおそれがあるという実施機関の説明は、上記のとおり「サウンディング」の手法においては、参加する民間事業者の名称や当該事業者が

有するノウハウに関する詳細な提案内容は、非公表とされることや、公表する場合も、その可否を事前に確認することが一般的であるという実務を踏まえると、合理性があると認められる。

したがって、これら非開示とした情報は、開示することにより、「下関北九州道路」の整備に係る手続の適切な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断される。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件公文書のうち「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」に記載されたヒアリング内容について、ヒアリングの結果が「下関北九州道路調査検討会【調査検討とりまとめ】」において既に公表されているのだから、公表された範囲で開示することができたのではないかと主張している。これに対し、実施機関は、公表した内容は、「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」に記載された内容から、実施機関が「下関北九州道路調査検討会」に提出するために整理し、論点を3項目に集約した内容であり、「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」に記載された一部をそのまま公開したものでないと説明している。

審査請求人の主張及び実施機関の説明について、当審査会で本件公文書を見分したところ、ヒアリングの結果として公表された内容は、「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」の記載内容からその趣旨を変えることなく、実施機関において整理・集約された内容であり、公表内容と「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」との間で、内容の方向性が概ね同じように見受けられるくぐりはあるものの、両者を照らし合わせたときに「ヒアリングシート」及び「ヒアリング記録」から抜粋したというような対応関係までは認められなかった。

したがって、審査請求人のこの点に関する主張については、上記(3)の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「**1 審査会の結論**」のとおり判断する。